

A

前回の胚延長は**自費**で行った

はい

いいえ

現在、保険で体外受精の**治療中**である

Bのチャート「凍結を行ったのは保険」に進んでください

はい

いいえ

保険での延長となります

自費での延長となります

【手続き可能期間】

凍結期限から1ヶ月以内に
受診して延長申請・手続きを行ってください。

【手続き可能期間】

凍結期限から1ヶ月後までに
ホームページより延長申請・手続きを行ってください。

受診をされていても**延長の申請・手続きがない場合は延長できません（破棄させていただきます）**ので、必ず申請・手続きをお願いします。

期間内に延長の申請・手続きがない場合は**胚を破棄させていただきます。**

例) 2021年4月1日に胚凍結実施、2023年まで自費で延長を行っており、
2024年4月1日時点で保険で体外受精治療中である
手続き可能期間は2024年4月1日～2024年5月1日の間

例) 2021年4月1日に胚凍結を実施、2023年まで自費で延長、
2024年4月1日時点で保険での体外受精を行っていない
手続き可能期間は2024年5月1日まで
(*凍結期限前の2024年3月1日に手続きも可)